



発行 東京都

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則：（福祉保健局少子社会対策部計画課）…一
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則：（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）…四

告示

- 東京都宝くじの発売（十七件）…（財務局主計部公債課）…九
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞…（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…六
- 宅地建物取引業法による行政処分…（同）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…（同）…九
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅…（産業労働局農林水産部水産課）…二〇
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生…（同）…二〇
- 不在者投票管理者を置く施設の指定…（同）…二〇
- 東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正…（同）…二〇
- 東京都区水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正…（同）…二〇

公告

- 特定非営利活動法人の認定…（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二〇
- 特定非営利活動法人の仮認定…（同）…三三
- 建設業者に関する公告…（都市整備局市街地建築部建設業課）…三三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（同）…三三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三三
- 争議行為の予告（三件）…（建設局道路建設部管理課）…三四
- 都市計画事業の施行（二件）…（東京都収用委員会）…三五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始…（東京都収用委員会）…三五

雑報

- 東京都職員共済組合個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則…（東京都職員共済組合）…三七
- 東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則…（同）…三七
- 東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則…（同）…三七
- 全国自治宝くじの発売（十一件）…（全国自治宝くじ事務協議会）…三六

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「及び承認書」を「等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、法第三十五条第八項ただし書の規定により児童福祉施設の設置を認可しないときは、児童福祉施設設置不認可決定通知書（別記第三十五号様式）により申請者

に通知するものとする。

3 知事は、法第五十八条第一項の規定により認可の取消しを行つたときは、当該取消しに係る児童福祉施設の設置者に対し、児童福祉施設認可取消通知書（別記第三十五号の二様式）により通知するものとする。

第二十五条中「『保育士試験受験申請書（別記第三十八号様式）によるものとする。ただし』及び「こととした」を削る。

別記第十二号の四様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十四号の二様式、第十四号の四様式、第十四号の五様式、第十四号の八様式、第十四号の十様式及び第十四号の十一様式中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十四号の十四様式、第十四号の十五様式、第十四号の十九様式、第十四号の二十様式及び第十四号の二十二様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十五号の二の二様式、第十五号の二の四様式及び第十六号様式中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十八号様式中「次のとおり解除・変更・停止・延長・停止解除」や

「（解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除） 及び「（同法第31条第2項の規定に基づき、延長）」

別記第十七号の三の様式中「次のとおり解除・変更・停止・延長・停止解除」や「（解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除） 及び「（同法第31条第3項の規定に基づき、延長）」

別記第十一号の様式中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十二号の様式中「解除・変更・停止・延長・停止解除」や「（解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 延長 ・ 停止解除） 及び「（同法第31条第2項の規定に基づき、延長）」

別記第十四号の二の二の様式中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十四号の十四の二の様式中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「とす。」

別記第十五号の二の二の二の様式中「解除・変更・停止・延長・停止解除」や「（解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除） 及び「（同法第31条第3項の規定に基づき、延長）」

別記第十五号の二の二の四の様式中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「6」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

な。 「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第二十七号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に改める。 「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第二十九号の五様式、第二十九号の六様式、第二十九号の八様式、第二十九号の十様式及び第二十九号の十一様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。 「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第三十五号様式を次のように改める。

第35号様式(第19条関係)

児童福祉施設設置不認可決定通知書

第 年 月 日

設置者 住所 氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名) 宛

東京都知事 印

年 月 日 付けで申請のあつた児童福祉施設の設置について認可しないことと決定したので、児童福祉法第36条第9項の規定により下記のとおり通知する。

記

1 児童福祉施設の名称及び所在地

2 不認可理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第三十五号様式の次に次の様式を加える。

第35号の2様式（第19条関係）

児童福祉施設認可取消通知書		第 号
設置者	住所	
氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		
児童福祉法第58条第1項の規定により児童福祉施設の認可を取り消したので、下記のとおり通知する。		
年 月 日	東京都知事	印
記		
1	児童福祉施設の名称及び所在地	
2	認可取消理由	
3	認可取消年月日	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(日本工業規格A列4番)

別記第三十八号様式を次のように改める。

第三十八号様式 削除

別記第四十一号様式及び第四十二号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条、別記第十八号様式及び第十八号の三様式の改正規定、別記第二十二号様式の改正規定(「解除・変更・停止・延長・停止解除」を

「解除・変更・停止・延長・停止解除」に  
 「解除 同法第31条第2項の規定に基づき、延長」に

改める部分に限る。)・別記第二十三号の四様式の改正規定(「解除・変更・停止・延長・停止解除」を

「解除・変更・停止・停止解除」に  
 「同法第31条第3項の規定に基づき、延長」に

改める部分に限る。)並びに別記第三十八号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成二十六年東京都規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第八条第一項中「届出は、」を「届出は」に、「とする」を「とし」、法第三十四条第三項の規定による公私連携幼児保連携型認定こども園の設置の届出は公私連携幼児保連携型認定こども園設置届(別記第十号の二様式)に知事が別に定める書類を添付して行うものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第十七条第七項の規定による通知は、幼児保連携型認定こども園設置不認可決定通知書(別記第十二号の二様式)により行うものとする。

別記第三号様式中「下記理由により認定しないことに決定したので」や「認定しないことに決定したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第8項の規定により下記のとおり」に

「1 認定こども園の名称

2 認定こども園を構成する施設の名称及び所在地

(名称)

(所在地)

「認定しない理由」や

に

(名称)  
(所在地)

3 認定しない理由

」

「60日」や「3月」に「異議申立て」や「審査請求」に「6箇月」や「6月」に於て「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第四号様式から第六号様式までを次のように改める。

第四号様式から第六号様式まで 削除

別記第八号様式(第一号)中

保育機能施設 小計(B)					保育機能施設 小計(B)				
-----------------	--	--	--	--	-----------------	--	--	--	--

在籍児童数  
や  
在籍子ども数

に於て。

別記第九号様式(第二号)中「児童」や「子ども」に「未満の子」や「未満の子ども」に「以上の子」や「以上の子ども」に

「保育を必要とする子」や「保育を必要とする子ども」に

「保育を必要とする子以外の子」や「左記以外の子ども」に於て。

(日本工業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

や

(敬示文)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

あひひ。

別記第十号様式

「4 名称、所在地及び経営主体

(名称)

(所在地)

(経営主体)

や

「4 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

(経営主体)

ひ

「10まで」や「11まで」に定める同様式の次に次の様式を加える。

第10号の2様式(第8条第1項関係)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

東京都知事 殿

設置者 区市町村の名称

代表者氏名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により届け出ます。

1 設置目的

2 幼保連携型認定こども園の名称

3 幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名

4 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

(経営主体)

5 定員 人

(内訳) (別紙のとおり)

6 事業開始予定年月日

7 職員の構成 (別紙のとおり)

8 建物の規模、構造及び設備並びに園庭等の状況 (別紙のとおり)

9 教育及び保育の目標並びに主な内容 (別紙のとおり)

10 子育て支援事業の概要 (別紙のとおり)

11 その他管理運営等 (別紙のとおり)

備考 5及び7から11までの事項については、別紙に記載し添付すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第十一号様式中

「4 名称、所在地及び経営主体

(名称)

(所在地)

「4 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

(経営主体)

「10まで」や「11まで」の施設。

別記第十一号様式中

「3 施設の名称、所在地及び経営主体

(名称)

(所在地)

「3 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

(経営主体)

同様式の次に次の一様式を加える。

や

(経営主体)

に

」

や

(経営主体)

に

」

第12号の2様式 (第8条第4項関係)

幼保連携型認定こども園設置不認可決定通知書

第 年 月 日 号

設置者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 宛

東京都知事 印

年 月 日 付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置について認可しないこととしたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第7項の規定により下記のとおり通知する。

記

1 幼保連携型認定こども園の名称

2 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

3 認可しない理由

(敬示文)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第十三号様式及び第十四号様式中「名称・所在地」や「施設名称・所在地」及び「(名称)」や「(施設名称)」の記入。

別記第十三号様式中

「1 廃止又は休止の理由

2 園児の処遇

3 廃止の予定年月日 (廃止の場合)

4 休止の内容及び予定期間 (休止の場合)

5 財産処分 (別紙のとおり)

「1 廃止又は休止する幼保連携型認定こども園の名称

2 廃止又は休止の理由

3 園児の処遇

4 廃止の予定年月日 (廃止の場合)

5 休止の内容及び予定期間 (休止の場合)

6 財産処分 (別紙のとおり)

別記第十三号様式中

「3 施設の名称、所在地及び経営主体

(名称)

(所在地)

「3 幼保連携型認定こども園の所在地及び経営主体

(所在地)

(経営主体)

別記第十三号様式中「名称・所在地」や「施設名称・所在地」及び「(名称)」や

「(施設名称)」の記入(第一片)中

「在籍園児数」

や

「在籍園児数」

「以上」の記入(第二片)中「児童」や「園児」及び「未満の子」や「未満の子ども」及び「以上の子」や「以上の子ども」の

「保育を必要とする子」

や「保育を必要とする子ども」

「保育を必要とする子以外の子」や「左記以外の子ども」の記入。

別記第十八号様式を次のように定める。



第18号様式 (第12条関係)

幼児連携型認定子ども園認可取消通知書

第 号

設置者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項により幼児連携型認定子ども園の認可を取り消したので、下記のとおり通知する。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 幼児連携型認定子ども園の名称及び所在地 (名称) (所在地)

2 認可取消年月日

3 認可取消理由

(指示文)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百十五回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年四月一日から同月十日まで

七 抽せん期日 平成二十八年四月十四日

八 当せん金支払開始 平成二十八年四月十九日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 六千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 百万円 二十五本

三等 二千万円 二万五千本

四等 二百円 二十五万本

春爛漫賞 七千円 二千五百本

計 二十七万七千五百五十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十八年四月六日から同月十九日まで
- 七 抽せん期日 平成二十八年四月二十一日
- 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年四月二十六日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級
 

一等	二千万円	一本
一等の前後賞	五百万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	百万円	二本
三等	十万円	二十本

四等

一万円

二百本

五等

三千円

二千本

六等

千円

二万本

七等

百円

二十万本

計

二十二万二千二百四十四本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十八年四月十三日から同月二十六日まで
- 七 当せん金支払開始期日 平成二十八年四月十三日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級
 

一等	百万円	十五本
二等	十万円	三十本
三等	五万円	六十本
四等	一万円	七千五百本
五等	千円	八千九百三十四本
六等	二百円	十五万本

等級

当せん金

当せん本数

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十八年四月二十七日から同年五月十日まで
- 七 抽せん期日 平成二十八年五月十二日

八 当せん金支払開始 平成二十八年五月十七日  
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千円 二本

一等の前後賞 二百五十万円 四本

一等の組違い賞 十万円 三十八本

二等 百万円 四本

三等 十万円 二十本

四等 五千元 二百本

五等 三千元 二千本

六等 千円 二万本

七等 百円 二十万本

計 二十二万二千二百六十八本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年四月二十七日から同年五月十日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年四月二十七日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 三十本

二等 十万円 九十本

三等 一万円 九百本

四等 三千元 九千本

五等 千円 四万五千本

六等 二百円 十五万本

計 二十万五千二十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百二十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

一 名称 第二千三百二十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等及びルフィ賞までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年五月十一日から同月二十四日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年五月十一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 三本

二等 十万円 六十本

三等 一万円 六百本

四等 五百円 一万八千本

五等 二百円 十五万本

計 十八万三千六百六十三本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百二十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十一回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十八年五月二十五日から同年六月七日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十八年五月二十五日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 百万円 十五本  
二等 十万円 三十本  
三等 五万円 六十本  
四等 一万円 七千四百七十六本  
五等 千円 九千三百本  
六等 二百円 十五万本
- 計 十六万六千八百八十一本
- 九 注意事項  
(-) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百二十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十八年六月四日から同月二十一日まで
- 七 抽せん期日 平成二十八年六月二十三日
- 八 当せん金支払開始 平成二十八年六月二十八日  
期日
- 九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 七十七万円 二本  
二等 十万円 二十本  
三等 七万円 二百本  
四等 七千円 二千本  
五等 千円 二万本  
六等 百円 二十万本
- 計 二十二万二千二百二十二本
- 十 注意事項  
(-) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百二十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十八年六月八日から同月二十八日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十八年六月八日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 百万円 二十四本  
二等 十万円 二百八十本  
三等 三万円 千六百本  
四等 二千元 二万本  
五等 二百円 二十万本
- 計 二十二万一千九百四本
- 九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十四回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円
  - 四 証票金額 一枚二百円
  - 五 証票型式 開封式
  - 六 発売期間 平成二十八年六月二十二日から同年七月五日まで
  - 七 抽せん期日 平成二十八年七月七日
  - 八 当せん金支払開始 平成二十八年七月十二日  
期日
  - 九 当せん金の額及び当せんの数
- |         |      |       |
|---------|------|-------|
| 等 級     | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等      | 四千万円 | 一本    |
| 一等の前後賞  | 千万円  | 二本    |
| 一等の組違い賞 | 十万円  | 二十四本  |
| 二等      | 百万円  | 二十五本  |
| 三等      | 一万円  | 二千五百本 |
| 四等      | 千円   | 二万五千本 |

五等 二百円 二十五万本  
幸運の女神賞 五万円 五百本

計 二十七万八千五十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十五回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円
  - 四 証票金額 一枚百円
  - 五 証票型式 開封式
  - 六 発売期間 平成二十八年六月二十九日から同年七月十二日まで
  - 七 抽せん期日 平成二十八年七月十四日
  - 八 当せん金支払開始 平成二十八年七月十九日  
期日
  - 九 当せん金の額及び当せんの数
- |        |        |       |
|--------|--------|-------|
| 等 級    | 当せん金   | 当せん本数 |
| 一等     | 千万円    | 一本    |
| 一等の前後賞 | 二百五十万円 | 二本    |

一等の組違い賞 十万円 十四本  
二等 三十万円 十五本  
三等 五万円 百五十本  
四等 三千元 千五百本  
五等 千円 一万五千本  
六等 百円 十五万本

計 十六万六千六百八十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 名称 第二千三百二十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十八年六月二十九日から同年七月十九日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十八年六月二十九日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十八本

二等 十万円 百八十本

三等 三万円 千二百七十五本

四等 二千元 一万五千本

五等 二百円 十五万本

計 十六万六千四百七十三本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百二十七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から四等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年七月二十日から同年

八月二日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年七月二十日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五万円 三百本

二等 一万円 五百一本

三等 三千元 一万八千三百本

四等 二百円 三十万本

計 三十一万九千一百一本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百二十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間

平成二十八年八月三十一日から同年九月十三日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年八月三十一日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 三十本

二等 三万円 千二百本

三等 五千元 七千八百本

四等 千円 一万五千本

五等 二百円 十五万本

計 十七万四千三十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千三百二十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六	発売期間	平成二十八年九月七日から同月二十日まで
七	抽せん期日	平成二十八年九月二十三日
八	当せん金支払開始期日	平成二十八年九月二十八日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 五千万円 一本 二等の前後賞 百万円 二本 一等の組違い賞 十万円 六本 二等 五百万円 六本 三等 十万円 百二十本 四等 三万円 九百本 五等 千円 三万本 六等 二百円 三十万本 女神の微笑み賞 一万円 六千本 計 三十三万七千五十八本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十二号  
当せん金付証票を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一	名称	第二千三百三十回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十八年九月十四日から同月二十七日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十八年九月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 二百万円 六本 二等 十万円 百五十本 三等 一万円 千八百四十二本 四等 三千元 一万五千本 五等 千円 一万五千本 六等 二百円 十五万本 計 十八万一千九百九十八本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十三号

東京都知事 舛 添 要 一

一	名称	当せん金付証票を次のとおり発売する。 平成二十八年三月四日
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 一億五千万円
四	証票金額	一枚百円
五	証票型式	開封式
六	発売期間	平成二十八年九月二十一日から同年十月四日まで
七	抽せん期日	平成二十八年十月六日
八	当せん金支払開始期日	平成二十八年十月十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 千五百万円 一本 二等の前後賞 二百五十万円 二本 一等の組違い賞 十万円 十四本 二等 百万円 十五本 三等 三万円 三千本 四等 二千元 三千本 五等 百円 十五万三千八百二十二本 計 十五万三千八百二十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

●東京都告示第三百三十三号

東京都知事 舛 添 要 一

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 日時 平成二十八年三月十五日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 株式会社貸ビルセンター
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 桑山 伸行
  - (三) 主たる事務所の所在地 港区西新橋一丁目九番一号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第二九一〇九号
  - (五) 免許年月日 平成二十三年五月三十日

- 一 日時 平成二十八年三月十五日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 株式会社宗月
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 黒澤 莊一
  - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区笹塚一丁目五十六番十号

- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五四五号
- (五) 免許年月日 平成二十三年九月二十九日

- 一 日時 平成二十八年三月十五日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 広尾プランニング株式会社
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 天川 修
  - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区広尾五丁目十六番一号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六七九号
  - (五) 免許年月日 平成二十三年十月二十七日

- 一 日時 平成二十八年三月十六日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 株式会社ボーミングスラウム
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 森川 茂実
  - (三) 主たる事務所の所在地 台東区台東三丁目五番四号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七四〇五号
  - (五) 免許年月日 平成二十四年四月六日

- 一 日時 平成二十八年三月十六日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社フェイス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 大谷 憲司
- (三) 主たる事務所の所在地 調布市菊野台一丁目二十八番地十七エイクビル2F
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七五六四号
- (五) 免許年月日 平成二十四年五月十一日

- 一 日時 平成二十八年三月十六日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 有限会社サントレーディング
  - (二) 代表者氏名 取締役 寺井 久晴
  - (三) 主たる事務所の所在地 港区南青山五丁目四番三十五一三〇五号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七九九四号
  - (五) 免許年月日 平成二十四年八月三日

- 一 日時 平成二十八年三月十七日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 商号 株式会社L・H・プランニング
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 小泉 達哉
  - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区早稲田鶴巻町五百六十八番地土屋ビル一階
  - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三〇八九号
  - (五) 免許年月日 平成二十三年六月十七日

- (一) 商号 株式会社L・H・プランニング
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小泉 達哉
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区早稲田鶴巻町五百六十八番地土屋ビル一階
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三〇八九号
- (五) 免許年月日 平成二十三年六月十七日



一 日時 平成二十八年三月十七日 午後三時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 有限会社アローハウジング
- (二) 代表者氏名 代表取締役 箭内 孝夫
- (三) 主たる事務 渋谷区神宮前四丁目四番十一号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(6)第五九七四七号
- (五) 免許年月日 平成二十三年九月二十八日

一 日時 平成二十八年三月十七日 午後四時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社山忠ホーム
- (二) 代表者氏名 代表取締役 奥村 秀雄
- (三) 主たる事務 中野区中野五丁目六十八番二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(9)第四一四三〇号
- (五) 免許年月日 平成二十四年二月五日

一 日時 平成二十八年三月二十二日 午後二時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ブレインズ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 松葉 一
- (三) 主たる事務 千代田区神田須田町一丁目二十一番地 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七七三九六号  
 (五) 免許年月日 平成二十六年五月十四日

一 日時 平成二十八年三月二十二日 午後三時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 ランドフィールド株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 野地 忠
- (三) 主たる事務 千代田区内神田一丁目十八ー十一東京 所の所在地 ロイヤルプラザ一〇一四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七〇六四一号
- (五) 免許年月日 平成二十三年十月八日

一 日時 平成二十八年三月二十二日 午後四時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社エフ・イー・シー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 林 雅三
- (三) 主たる事務 文京区本駒込二丁目十番四号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七五一八一号
- (五) 免許年月日 平成二十四年五月九日

●東京都告示第三百三十五号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 多摩ハウジング株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 河内 駿一郎
- (三) 主たる事務 府中市寿町一丁目一番地三十二 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七三九二〇号
- (五) 免許年月日 平成二十三年四月十九日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月二十五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第三百三十六号

一 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十八年三月四日

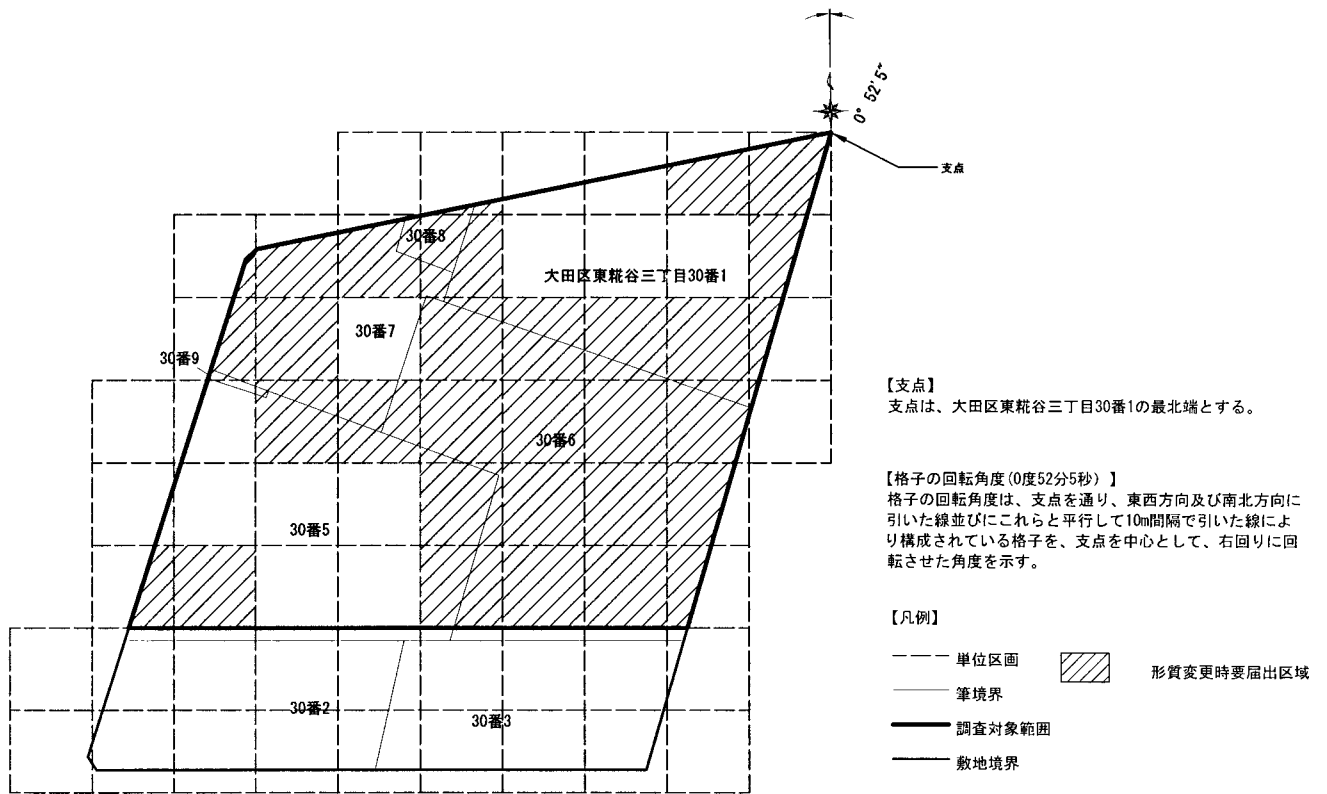
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東糀谷三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベン

ゼン  
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第三百三十七号

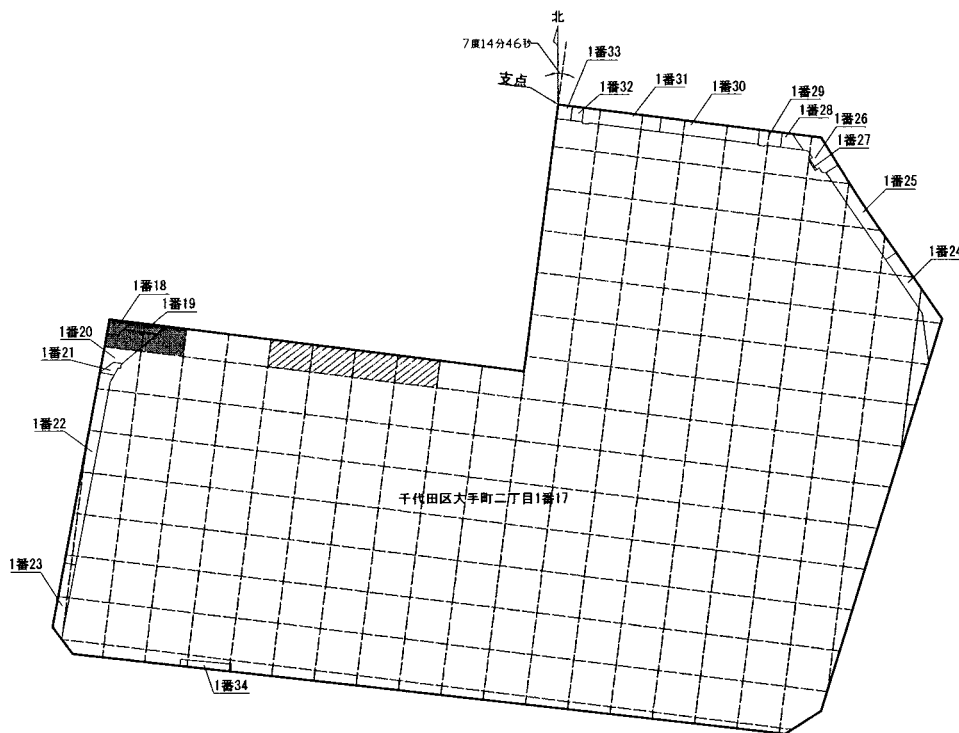
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百一十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線
- 敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界（千代田区大手町二丁目1番33）の最北端とする。

〈格子の回転角度：7度14分46秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百三十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十四年東京都告示第三百四十号による保険に付すべき義務は、平成二十八年三月四日限りで消滅する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

利島村加入区

御蔵島村加入区

●東京都告示第三百三十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)以下「法」という。)第一百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年三月五日から発生する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

利島村加入区

御蔵島村加入区

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年三月四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

サンシティ吉祥寺 三鷹市下連雀五丁目三番五号

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第四号

東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

東京海区漁業調整委員会

第九条第三号中「生活文化スポーツ局広報聴部都民の声課」を「生活文化局広報聴部都民の声課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第四号

東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

東京都内水面漁場管理委員会

第九条第三号中「生活文化スポーツ局広報聴部都民の声課」を「生活文化局広報聴部都民の声課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

二 代表者の氏名 神 仁

三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区住吉町八番五号 曙橋コーポ二階

四 認定の有効期間 平成二十八年二月二十五日から平成三十三年二月二十

平成二十八年二月二十五日から平成三十三年二月二十